

気象警報発表時および交通途絶時等の対応

1 気象警報が発表されているとき

- (1) 当日午前7時現在で、神戸市に大雨、洪水、暴風、大雪の警報または特別警報が発表されている場合、自宅待機とする。
- (2) 神戸市に発表されている上記警報または特別警報が午前10時までに解除された場合は、午後1時にSHRを行い、5限より授業を開始する。
- (3) 当日午前7時現在で、神戸市以外の市町に居住している生徒は、居住している市町に、大雨、洪水、暴風、大雪の警報または特別警報が発表されている場合、自宅待機とする。なお、上記警報または特別警報が午前10時までに解除された場合は、5限の授業に間に合うように登校する。

2 交通途絶の場合（ストライキを含む）

- (1) 当日午前7時現在で、神戸電鉄または神戸市営地下鉄の運行が途絶している場合は自宅待機とする。
- (2) 午前10時までに上記の運行が復旧した場合は、午後1時にSHRを行い、5限より授業を開始する。
- (3) 神戸電鉄または神戸市営地下鉄以外の交通機関の運行が途絶し、平常の通学経路以外の経路でも登校ができない生徒は自宅待機とする。なお、上記交通途絶が午前10時までに運行が復旧した場合は、5限の授業に間に合うように登校する。
- (4) 神戸電鉄または神戸市営地下鉄の一部区間の運行が途絶している場合は、その途絶状況により授業の有無、開始時間等を判断する。詳細は本校ホームページ、「夢高メール」で発信する。

3 その他特別の対策をとるときは、本校ホームページ、「夢高メール」で発信する。